

4月1日から

料金改定を行います

老人福祉センターやまなみ荘、
宮城野温泉会館、
仙石原いこいの家

受益者負担の原則をふまえ、入浴料金を改定します。この改定に伴い、町内在住60歳以上の方も有料になります。改定後の料金は次のとおりです。

区分	改定後 3施設とも 同じ料金	改定前		
		やまなみ荘	宮城野 温泉会館	仙石原 いこいの家
町内居住者	浴室使用料 (入浴料)	満6歳以上 満12歳未満(小人)	50円	100円
		満12歳以上 満60歳未満(大人)	100円	200円
	休憩使用料	満6歳以上 満60歳未満	無料	100円
		満60歳以上	無料	無料

照会先
 ●やまなみ荘 ☎82-11211
 健康福祉課 ☎85-7790
 ●宮城野温泉会館 ☎82-11800
 財務課 ☎85-9563
 ●仙石原いこいの家 ☎84-6230
 都市整備課 ☎85-9566

宮ノ下駐車場
 大型自動車の普通駐車料金体系を従来の1日1回単位から利用時間単位へ改定します。改定後の大型自動車の駐車料金は、次のとおりです。

改定後		改定前
3時間まで	1,000円	1日1回 4,000円
3時間を超え 6時間まで	2,000円	
6時間を超え 24時間まで	4,000円	

照会先 都市整備課
☎85-9566

「病院・診療所についてのお問い合わせは小田原医師会 地域医療連携室まで」

地域医療連携室では、次のような業務を行っています。電話や電子メールで気軽に相談してください。

- ・かかりつけ医の紹介
- ・各医療機関の診療時間・休診日
- ・在宅医療・介護保険の主治医の紹介
- ・健診・検査・予防接種の実施医療機関

月～土 9時～12時
13時～17時
(土曜日の午後は医療機関の案内のみ)
☎0465-47-0833
ホームページアドレス
<http://www.odawara.kanagawa.med.or.jp/>
E-mail:odtiki@triton.ocn.ne.jp



平成20年度町のアルバイト 職員登録を受け付けます

- 希望される方は、次によりお申し込みください。
 なお、アルバイトが必要になったときに登録者の中から選考しますので、必ず雇用されるものではないことにご注意ください。
- 募集職種・賃金・必要な資格など**
- ① 一般事務補助員 時給840円
 - ② 保育園臨時職員 時給1,000円
(保育士資格および幼稚園教諭免許)
 - ③ 幼稚園教諭補助員 時給950円
(保育士資格または幼稚園教諭免許があればなお可)
 - ④ スクールバス添乗員 時給840円
 - ⑤ 宮城野出張所庁務員 日給6,200円(近隣在住者)
※いずれも交通費は実費を支給します。
- 勤務時間**
- ① 一般事務補助 8時30分から17時15分までのうち勤務を必要とする時間
 - ② 保育園 7時30分から19時までのうち8時間以内(ローテ
- 希望される方は、次によりお申し込みください。
 なお、アルバイトが必要になったときに登録者の中から選考しますので、必ず雇用されるものではないことにご注意ください。
- 1シヨ制**
- ③ 幼稚園 7時30分から19時までのうち6時間以内
 - ④ スクールバス添乗員 7時から9時および13時30分から17時までのうち5時間
 - ⑤ 庁務員 9時から21時までのうち7時間30分
- 勤務場所** 職種により異なります。
- 年齢要件** 平成20年3月31日現在で63歳未満の方。ただし、庁務員は60歳未満の方
- 受付期間** 2月1日(金)から随時
- 受付場所** 庶務課
- 提出書類** 町指定の履歴書(本人が持参してください)
 ※用紙は、庶務課、出張所、さくら館、やまなみ荘、社会教育センター、レイクアリーナ箱根にあります。また、町のホームページにも様式を掲載しています。
- 登録有効期間** 平成21年3月31日まで
- 照会先** 庶務課
☎85-9561

まちかどレポート

第26回 消防団の話

2月に入り、いよいよ寒さもピークを迎え、皆さんも火を使わない日はないと思います。そこで今回は、消防団のお話しをお届けします。皆さんの周りにも、消防団員や元消防団員がたくさんおられると思います。消防団の任務は「国民の生命財産を守る」ことにつきますのですが、箱根町では、全町で約350人の団員がこの任務の遂行のために日夜頑張っています。



訓練の様子

団員は、それぞれの仕事を持ち、災害が起こった時に集まれば大丈夫です。普段の仕事が終わり、疲れてからの訓練は団員にとって、とてもつらいものですが、昨今は通常火災だけでなく化学薬品などさまざまな災害現場が考えられ、自分たちの身を守るためにも訓練は必要不可欠です。

さらに町では団員にさまざまな講習や研修を義務づけており、特に2年に一回の救命講習では、AEDなどの新しい機械の使用法の習得にも力を入れていきます。一般の市町村では住民を守るだけの装備で十分ですが、箱根の場合、年間約2千万人の観光客にも対処しないとけないため、消防団の仕事は増えるばかりではあります。町内に約350人の救命処置ができる団員がいる箱根町は、町民にとっても観光客にとっても安心・安全な町だと思っています。

最近では「国民保護法」という法律ができ、テロや外国から

の攻撃で起こった火災の消火、国民の避難誘導ほか、ペットの救出から蜂の巣の除去といった仕事も増えるなど、団員が予想しなかった面も出てきており、対応に苦慮しているとも聞いています。

また、最近では個人情報保護も消防活動を難しくしている一因で、高齢者の一人住まいりストすら作るのにも制約があるように聞いていますが、消防団は地域密着組織のため、独居老人の寝ている部屋や行きつけの医院まで承知していることが多く、災害時は消防本部と協力して地域の安全を守るのに絶対必要な組織となっています。

市町村には消防本部・消防団の設置が義務づけられており、団員は立場的には特別地方公務員とされています。火災のときはサイレンを鳴らして優先通行をしたり、一般人の現場への立ち入り規制などを行ったりしますが、これらの活動は、消防法や災害対策基本法などの法律によって動かされています。

消防団の組織は上下関係で動いており、皆さんが良く見かける敬礼はその関係の確認としても使われています。有事の際、この上下関係がうまくいってこそ、消防団の活動が安全・効果的に運用できることになります。箱根町の場合、団員ほとんど

が同窓生ということ、消防団活動は地域に密着し、とても順調にいており、町内の祭りや町民の冠婚葬祭の警備など消防活動とは違った仕事等でもお役に立っているようです。これが世界に誇れるわが国唯一の義勇団体ということでしょう。

今後のさらなる活躍を期待しています。

まちかどレポート
田中康久



このコーナーはレポート独自の取材や研究によりつくられています。

「まちかどレポート」を募集します!

「広報はこね」の企画・編集や行事の撮影・記事の執筆などを行う「まちかどレポート」を募集します。私たちと一緒に「広報はこね」を作ってみませんか。

対象
町内在住の20歳以上(平成20年4月1日現在)の方でカメラ(デジタルカメラでも可)を所有している方。ただし、国、地方公共団体の議会の議員または国、地方公共団体の職員は除きます。

活動内容
 ①行事の撮影・記事の執筆など
 ②レポート会議への出席(年1~2回)
 ③町が主催する研修会への参加

任期
平成20年4月1日から平成22年3月31日まで(2年間)

募集人員
3人以内(応募者多数の場合は、居住地域や男女構成などを考慮の上、選考)

報酬
報酬はありませんので、ボランティアとしてご協力をお願いします。なお、取材時の旅費やフィルムは支給します。

応募方法
2月22日(金)までに住所、氏名、年齢、電話番号を記入のうえ、はがき、FAXまたは電子メールでご応募ください。

申込・照会先
〒250-0398 箱根町企画課
☎85-9572 FAX85-7577
E-mail:web_kikakuka@town.hakone.kanagawa.jp